

国会議員関係政治団体の会計責任者の皆様へ

令和6年度の政治資金規正法改正により、国会議員関係政治団体については、**令和9年1月1日以降**に提出する収支報告書等(※)から**オンラインによる提出が義務付けられます**。(現在は努力義務)

※ 収支報告書・政治資金監査報告書・代表者による確認書が対象

オンライン提出にあたっては、**さまざまな準備が必要です。すべてお済みですか？**

CHECK 1 システムの利用申請

オンライン提出は、「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」を利用する必要があり、あらかじめ利用申請が必要です。

CHECK 2 ソフトのダウンロード

提出するデータは、総務省が提供するエクセルソフト「会計帳簿・収支報告書等作成ソフト」、または、「収支報告書作成ソフト（単独使用）」により作成します。

CHECK 3 併せて提出する書面も

「政治資金監査報告書」と「確認書」もオンライン提出が義務づけられます。

CHECK 4 電子署名が必要

「政治資金監査報告書」は登録政治資金監査人の電子署名、「確認書」は代表者の電子署名が付与されている必要があります。

CHECK 5 マイナンバーカードの準備

電子署名は、マイナンバーカードを利用した「公的個人認証」により行う必要があります。
※登録政治資金監査人は、「第五世代税理士用電子証明書（紫色の税理士カード）」によることも可能です

CHECK 6 アプリのインストール

「電子署名用アプリ」と「JPKI利用者ソフト」のインストールとマイナンバーカードを読み取るICカードリーダが必要です。※Androidスマホをご利用の場合、スマホをICカードリーダとして利用することも可能

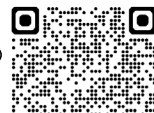
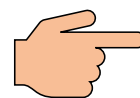
**義務化に円滑に対応していただくため、
お早めのご準備をお願いいたします**

参考ページ

- システムの利用申請について https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020202_1
- 作成ソフトのダウンロードについて <https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020211>
- 電子署名の事前準備について <https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GC020301>
- 改正政治資金規正法等の概要資料 https://www.soumu.go.jp/main_content/001008217.pdf

詳しい資料は、総務省ホームページ「なるほど政治資金」にもまとめています

https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/naruhodo05.html



QRコードはこちら